

多治見市立精華小学校建設検討委員会設置要綱 案

(設置)

第1条 多治見市立精華小学校（以下「精華小学校」という。）を建設するに当たり、施設整備の基本方針等について検討するため、多治見市立精華小学校建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 精華小学校の施設整備の基本方針に関すること。
- (2) 精華小学校の今後のあり方に関すること。
- (3) その他建設に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、多治見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 精華小学校学校運営協議会の委員
- (2) 精華小学校に在籍する児童の保護者
- (3) 精華小学校附属愛児幼稚園に在籍する園児の保護者
- (4) 精華小学校の通学区域の住民
- (5) 精華たじっこクラブの運営関係者
- (6) 精華小学校長
- (7) 陶都中学校長
- (8) 精華小学校附属愛児幼稚園長
- (9) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、新たな精華小学校の供用開始までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。